

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

- ① オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り込む。
- ② 業界団体の企業間連携により、事業承継支援を行う。
- ③ 取引先・協力会社と連携して、安全確保、物流品質向上を積極的に推進する。
- ④ 取引先との連携を通じた新事業創出に取り込む。
- ⑤ 継続的な取引を維持するために、市場動向などの情報提供を通じた企業間連携を推進する。

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）

- ① ITを活用し、業界全体における情報共有・可視化に取り組む。
- ② 電子商取引の利用を推進し、取引先の業務効率化を支援する。
- ③ 取引先のサイバーセキュリティ対策の提案・助言・支援を積極的に行う。

c. 専門人材マッチング

- ① 案件によって自社と下請け・取引先で協力して人材を運用する。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）

- ① 関連する企業間におけるCO2排出量削減に取り組み、脱炭素社会を目指す。
- ② 生産工程によって生じる産業廃棄物を減少し、環境負荷軽減に努める。
- ③ 環境に優しい商品の調達、簡易包装など環境負荷の低減に努める。
- ④ 環境負荷の少ない商品・サービスや、環境配慮に積極的に取り組む企業から優先的に調達する。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

- ① 健康経営に係るノウハウの提供など、健康経営の取り組みを推進する。
- ② 身体及び障害を抱えた方でも働きやすい職場環境、シフト調整を行い、負担を軽減する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ① クリーニング業に於けるグリーン購入法を厳守した資材等の購入、及び付加価値を高めた商材を提供する等、業者間において問題解決に向けた取り組みを行うことを実践済みです。
- ② 物流費人件費等の高騰に対処するため下請け配送ドライバーに対し傷害保険を付加しております。
- ③ インボイス制度による電子商取引を導入済み。

2024年4月1日

有限会社日動クリーニング

企 業 名

代表取締役社長 渡邊 豊文

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。